

指定訪問介護・総合事業訪問介護

重要事項説明書

ヘルパーステーション生きがい十和田

1 ヘルパーステーション生きがい十和田の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ヘルパーステーション生きがい十和田
所在地	青森県十和田市大字三本木字一本木沢 93-7
電話番号	0 1 7 6 - 2 3 - 3 4 4 3
FAX番号	0 1 7 6 - 2 5 - 3 1 1 4
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号0 2 7 0 6 0 1 2 2 2)
サービスを提供できる地域	十和田市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	介護福祉士	1 名		あり	1 名	介護従業者及び業務の管理 提供責任者兼務
サービス提供 責任者兼介護 員	介護福祉士	9 名			9 名	利用調整・技術指導 入浴・排せつ・食事等の生 活全般にわたる援助
訪問介護員	介護福祉士 介護職員基礎研修 初任者研修 ヘルパー 1 級 ヘルパー 2 級 准看護師	13 名 1 名 5 名 1 名 5 名 1 名	4 名 0 名 0 名 0 名 6 名 0 名		36 名	入浴・排せつ・食事等の生 活全般にわたる援助
事務員		1 名		なし	1 名	事務処理
合計		37 名	10 名		47 名	—

(3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・日・祝日	○	○	○	○
休業日	なし			

2 当事業所の訪問介護・総合事業訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

利用者が訪問介護によって、日常生活を営むことができるよう利用者の身体等の状況に応じて、入浴、排泄、食事等の介助、調理、洗濯、掃除等の家事や外出時における移動の介助等の援助を行うことを目的とし、できる限り自立した生活を営むことができるように支援する。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	年 1 回 継続研修を実施しています

3 サービスの内容

(1) 身体介護

- ・食事の介助、排泄の介助、衣類の着脱、入浴の介助、服薬介助、移乗移動介助、体位交換、自立生活支援のための見守り的援助などのサービスを提供致します。

(2) 生活援助

- ・食事の準備、洗濯、掃除・整理整頓、買い物などのサービスを提供致します。

(3) 通院等乗降介助

- ・ヘルパー自らが運転する車両に利用者をのせて、通院・外出介助のサービスを提供致します。

4 利用料金等

(1) 利用料金

ア、訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の 1 割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(a) 【利用料—基本料金・昼間—】

【身体介護】

20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以降 30 分増すごとに
1,630 円	<u>2,440</u> 円	<u>3,870</u> 円	<u>5,670</u> 円	身体介護中心に <u>820</u> 円を追加

※ただし、20 分未満の利用については以下の場合に算定する。

- ・夜間・深夜・早朝（午後 6 時から午前 8 時まで）に行われる身体介護であること。

【生活援助（単独利用の場合）】

20 分以上 45 分未満	45 分以上
<u>1,790</u> 円	<u>2,200</u> 円

【生活援助（身体介護に引き続き行う場合）】

20 分以上	45 分以上	70 分以上
<u>650</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>1,950</u> 円

【通院等乗降介助】

通院等乗降介助	1 回につき <u>970</u> 円（往復 <u>1,940</u> 円）
---------	--

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯のときは 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯は 50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※居宅サービス計画により 2 人訪問が計画されている場合は 2 人分の料金になります。

※同一建物の利用者 20 人以上の場合、上記基本料金の 90/100 の料金になります。

(b) 【加算】

初回加算	2,000 円 (月)	新規にサービスを受ける場合又は、2 ヶ月間をあけてサービスを利用する場合の最初の訪問に加算されます。
緊急時訪問加算	1,000 円 (回)	居宅サービス計画に計画されていない、緊急性を要する訪問介護（身体介護）を行ったときに加算されます。

イ、総合事業訪問介護

要支援 1、要支援 2	週 1 回 1,176 円 週 2 回 2,349 円
-------------	--------------------------------

(a) 【加算】

初回加算	2,000 円 (月)	新規にサービスを受ける場合又は、2 ヶ月間をあけてサービスを利用する場合の最初の訪問に加算されます。
------	-------------	--

(2) 交通費

利用者の居宅において行う訪問介護及び総合事業訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

ア 事務所から片道 15Km 未満までは徴収いたしません。

イ 事務所から片道 15Km を超えた地点から 2Km 増すごとに 100 円を徴収します。

(3) 支払い方法

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、当月 25 日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は

① ゆうちょ銀行

記号 1 8 4 2 0

番号 2 0 9 2 4 9 1 1

口座名義 社会福祉法人生きがい十和田

② 銀行振込 青森みちのく銀行 十和田中央支店 普通預金

口座番号 2 6 3 5 7 2 3

口座名義 社会福祉法人生きがい十和田

理事長 山端 政博

③ ヘルパーステーション生きがい十和田 事務所窓口

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了 1 か月前までに文書で通

知します。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

（１）当事業所のお客様相談・苦情窓口

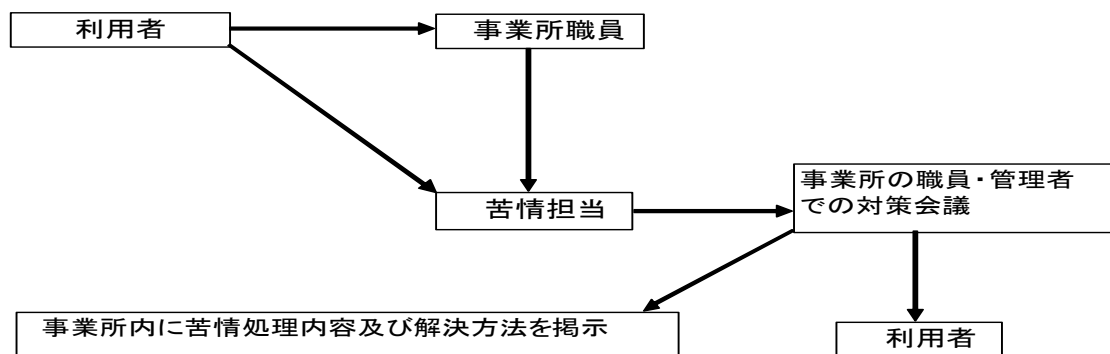
担当者 根本 和香穂

電 話 0176-23-3443 F A X 0176-25-3114

受付日 年中

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

（２）苦情処理体制



（３）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 十和田市高齢介護課 0176-51-6720

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

又、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容としております。

- (2) 事業所は、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 衛生管理等について

- (1) 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

11 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1.3 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1.4 ハラスメントについて

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定訪問介護・総合事業訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に悪影響を与えます。下記の様な行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止とする場合がある。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、その他の行為

1.5 その他

事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせないものとする。

事業所は、サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

そのほか重要事項説明書に記載がないものについては、お問い合わせ下さい。

令和 7 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 青森県十和田市大字三本木字一本木沢 93-7

名 称 ヘルパーステーション生きがい十和田

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

(利用者) 住所
氏名

(代理人) 住所
氏名

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときに、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 7 年 月 日

事業所の名称 ヘルパーステーション生きがい十和田 殿

(利用者) 住所
氏名

(家族) 住所
氏名